

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141

17 年2月3日

第一一回全国会長会議 略報と感想

新潟民商会長 高橋 武昌

前回から五年八カ月ぶりの開催となった。今回の主なテーマは、①この五年間に前進的変化を切り開いてきたことへの確信を深める。②歴史的転換期に、民商の役割発揮と仲間を増やす大運動を、どう展開するか意思統一すること。③創立七〇周年に向け民商のあるべき姿を探求する立場から、会長としてどう頑張っていくか。

創立六〇周年の前年に会長になり「この五年間に切り開いてきたこと」の一端を握ってきた少しの自負がある。だが、決して一人の運動ではなく、様々の個性の役員や会員と常に一緒にあったという感情が私を包む。この五年間の前進を思い出してみる。自治体要請により、住宅リフォーム助成や商店版リフォーム助成など地域循環型経済のうねりが出来た。消費税八%からの増税が二度にわたり延期となった、また過酷な徴収に対しても粘り強く働きかけ、差押え解除や申請型換価の猶予の創設などでも大きな力を発揮してきた。参院選では「市民と野党共闘」により野党統一候補を国会に送り出し、県知事選でも勝利し、新しい流れを新潟から創り出した。その運動の真ん中に民商があった。

この歴史的転換期に打って出る課題はなんだろう。「マイナンバー対策」「自主申告・自主記帳の推進」「納税緩和処置の活用」「国保の都道府県化問題」「三・一三重税反対全国統一行動」「戦争国家断固阻止、立憲主義の復活」何よりも来るべき総選挙では、安倍暴走政治と対決し「市民と野党共闘」の真価が問われる。民商はその中心に座って共闘の運動を推進しなくてはならない。会長としては、会員の総意を役員会にどう結集していくか。「会員主人公、役員中心」を合言葉に「全会員の活動参加」をどう促すか、ここに執着していく。全会員参加の民商づくりには、会長が先頭にたつて入ると共に、そういう体制に至急傾注したい。

役員会と事務局の団結。事務局員を「専従者」「組織者」と位置付け、運動の推進者として共に責任を負う。自覚を高めあい組織を強める役割を果たしていく。

日程

二月一六日 法人税学習会

建設業社会保険加入問題・国・県申入れ

二月二二日 財政部会

今年の重税反対統一行動は三月一三日

新潟税務署に対して高橋会長・野上副会長など五名が参加し六日税務署交渉を行いました。今年の重税反対統一行動は、三月一三日(月)午前九時から県民会館で開催します。

税務署の受付人数増員は方向

昨年、受付人数を六名に減らしたため、受付時間が大幅に伸びたため、昨年より繰り返し増員の申し入れを行ってきました。税務署は、八名に増員したいという姿勢でしたが、警察との調整もあり、さらに増員数することを申し入れました。

マイナンバー記載なしでも申告書は受理

今年から記載が求められるマイナンバーについて、再度「記載をしなくても申告書は受理する。不利益はないし罰則はない」ことを確認しました。新たに「申告書等提出票」に記載を求める

今年から税務署は、申告書提出の際、新たに「申告書等提出票」に住所氏名やマイナンバーの記載の確認などを記入させ提出を求める方針です。民商より「法的根拠はあるのか」との問いに、「法的根拠はないし、提出がなくても申告書は受理します」と回答しました。しかし、三・一三の受付窓口でも記載を求めるとしましたので、書きたくない方は、受付窓口で「申告書等提出票」は出しませんとキツパリ断りましょう。

3・13重税反対統一行動で税務署交渉

大手建設会社の行き過ぎた指導の是正を!

社会保険に入らないと現場に入れない!
一人親方も入れない

国土交通省が「適切な社会保険」に加入していない業者を現場からの排除を指導していますが、社会保険加入の義務のない業者にまで強制しているところがある為、不安が広がっています。

二月一日(土)議員のみなさんと協力して
訪問・聞き取り調査を行います。

二月一六日(木)に国・県に申入れを行います。

青年部役員会で今後を話し合う

一月三〇日、青年部役員会を開き、現状の確認と今後の活動について話し合いました。

昨年末の拡大行動で一〇〇名を超えた部員も、今年の総会時までには四〇歳を迎える部員が二五名おり、部員数が八〇名程度まで減ることが分かっています。今後、部員拡大に向け訪問や集まりを企画します。三役さんや支部役員さんのお力をお貸しください、お願いします。

また、「南区で盛り上がる」と二月二五日に青年の集まりを企画しました。南区の青年のみなさん、食べて飲んで、趣味や商売を語り合しましょう。

その後も「動画を商売につなげよう」「融資を受ける為には」「法人のメリットって」などを漠然と考えています。その他、「こんなことをやってほしい」「これについて聞きたい」「どこかでやってみたいイベントが盛り上がっていたよ」なんて提案や企画があれば、どんどん教えてください、今後の青年部の活動に活かしていきます。宜しくお願い致します。

申告支部集会を開催

流作場支部

二月六日流作場支部では会員のお店「居酒屋六之助」を会場として流作場支部料飲業者を対象とした確定申告支部集会を開催し五名が参加しました。

はじめに『米山知事と森ゆうこさんに業者の願いを届けよう』



アンケートを藤崎支部長中心にみんなで書き込んだあと、松本副会長より今年の申告での注意点を中心に話されました。参加者からはマイナンバーの取り扱いについて活発に質問が出されました。申告書の作成段階では藤崎支部長が相談員となり消費税の計算などを参加者と一緒に行いました。今後、各支部で自主申告の相談会が行われていきます。間違いなく、納得の行く申告が出来るように準備しましょう。

確定申告

マイナンバー記載なくても

不利益なし

今年から年末調整書類や確定申告書にマイナンバー記載欄が設けられました。

新潟税務署とマイナンバーの対応について交渉し「記載が無くても受理し罰則や不利益はない」と回答を得ました。

また、給料や報酬・家賃収入のある方は、勤務先や取引先から源泉徴収票など法定調書の発行のため、マイナンバーの提出が求められることがあります。記載がなくても勤務先や取引先に不利益はありません。

提出したくない方は左記の「お知らせ」で相手方に自分の意思を伝えましょう。用紙は新潟民商事務所にありますのでお気軽にお越しください。

マイナンバーを提出しない旨のお知らせ

年 月 日
住所
氏名

「社会保障と税の共通番号制」（通称「マイナンバー制度」）が2016年1月から実施されました。これは、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用されていますが、今後銀行口座や医療情報への活用も検討されており、制度自体やその利用目的に多くの問題点があります。
またすでにマイナンバーの漏れも起きており、私のプライバシーが守られないのではないかと強く懸念しています。

2016年10月の全国中小業者団体連絡会が行った各省庁の話し合いにおいて、内閣府は「個人番号カードの取得は申請によるもので強制ではない。書類に番号が記載されていなくても書類は受け取る。記載されていないことで従業員、事業者にも不利益はない。」と回答しています。また、国税庁、厚生労働省ともに「番号記載がなくても書類は受理する。罰則や不利益はない」と回答しています。

以上のことから、私は個人のプライバシーを侵害するマイナンバーを提出しないことをお伝えします。

確定申告書が届き始めています。

税務署から平成二八年分の確定申告書が届き始めています。一年間の売り上げや仕入、経費などを早めにとめて確定申告書を作成しましょう。

確定申告に必要な証明書などは

大切に保管を！

「公的年金の納入証明書」「国民健康保険・介護保険納入額のお知らせ」「生命・地震保険控除証明書」は確定申告の控除に必要な書類です。証明書が無いと控除を受けられない場合もあるので無くさないよう保管を。